

平成24年4月1日

保護者各位

福岡県立福岡工業高等学校長

感染症による出席停止と医療機関証明書の提出について

学校保健安全法第19条において、学校は感染症の予防のため感染症（インフルエンザ等）に罹った生徒や疑いがある生徒にたいしては出席停止をさせることが定められています。

出席停止の手続きとして、本校では、学校保健安全法施行規則第18条で定められた第二種・第三種の感染症については、罹患したことと出席停止期間に関する医療機関からの情報を提供していただくことにより、対応しております。

つきましては、別紙の主治医への「証明書発行について」のお願いをもとに、対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、証明書の発行については、基本的には有料であるとともに、医療機関によっては取扱いをしていない所もありますので申し添えます。受診された医療機関が取り扱いをしていない場合には学校（担任等）にご相談ください。

記

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりです。（学校保健安全法施行規則18条）

第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであって、その血清亜型が H5N1 であるものに限る)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱

第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。